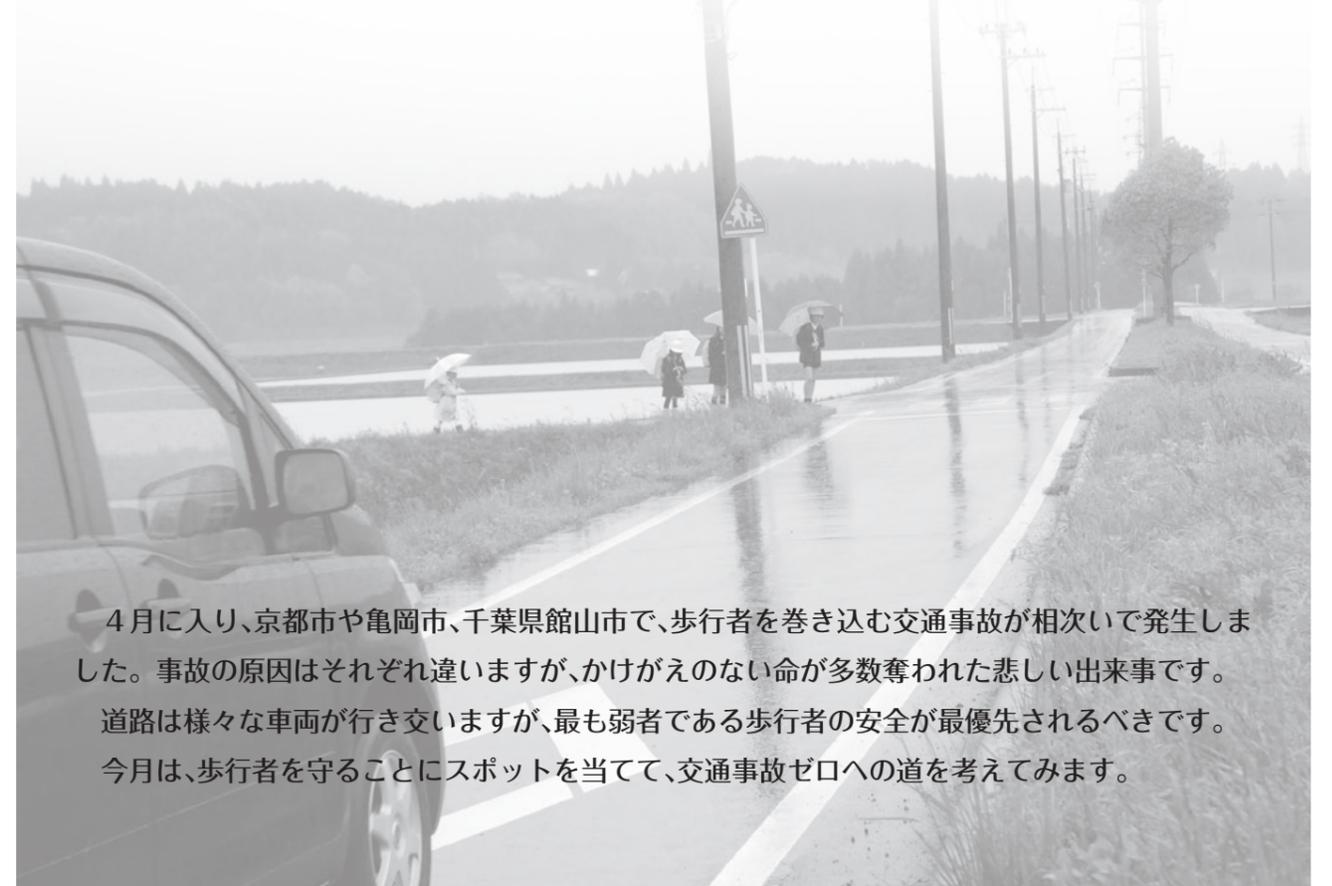


止まる余裕も あなたの優しさ



4月に入り、京都市や亀岡市、千葉県館山市で、歩行者を巻き込む交通事故が相次いで発生しました。事故の原因はそれぞれ違いますが、かけがえのない命が多数奪われた悲しい出来事です。道路は様々な車両が行き交いますが、最も弱者である歩行者の安全が最優先されるべきです。今月は、歩行者を守ることにスポットを当てて、交通事故ゼロへの道を考えてみます。

市内で見られます。道路交通法上、横断歩道を渡ろうとする歩行者がいる場合、車両は止まらなければならないことが義務付けられています(道路交通法第38条)。ドライバーの義務であるまえに、歩行者の安全を守るという優しさが、歩行者に安心感を与えます。止まる車を待つ人を見つければ、横断歩道の30メートル手前から速度を落とし、停止線手前でしっかりと止まる余裕のある運転をみんなで実践することで、「交通事故ゼロ」は難しくない目標になります。白いひし形マークの道路表示は、この先に横断歩道があることを表しているほか、減速の目安として30メートル手前に表示されています。

問い合わせ 生活環境課 ☎65-0686 ④63-4582

市内で4月4日、歩行中の70代女性が、自動車にはねられて亡くなる事故がありました。現場は信号のない交差点でしたが、被害者は横断歩道を歩行中でした。警察によると、ドライバーは「直前に気づいたが、間に合わなかった」と話しているそうです。歩行者が道路を横断する際に、優先されなければならない横断歩道ですが、通行する車両が止まってくれることは珍しいのが日常の光景です。市役所水口庁舎前の横断歩道は、一日に何人もの大型スーパーへの買い物客や、バスを待つ方々が利用されています。中には、寄り添うようにしている高齢のご夫婦や、買い物袋を片手にベビーカーを押す女性の姿もあります。その多くは、行き交う自動車を見送り、途切れた隙間をぬって足早に渡っていく光景があります。また、市内小中学校の通学路でも、横断歩道わきで、身を乗り出すように左右を何度も確認する子どもたちの姿が、毎朝の

6月1日は人権擁護委員の日

6月1日は「人権擁護委員の日」です。この日は人権擁護委員法が施行された日です。人権は、一人ひとりが等しく持っている人間としての権利です。しかし、社会には大切な「人権」を侵害する行為や偏見差別があらゆるところに存在しています。

甲賀市には、法務大臣から委嘱された17名の人権擁護委員がおられます。地域のみなさんの一番近くにおいて、日常生活での悩みごとや心配ごと、地域や職場でのトラブルや差別など、さまざまなる人権相談に対応していただきます。

■市内の人権擁護委員(敬称略)	
水口町	西村 泰雄 池田 仁美 森村 シズ子 田中 美代子 竹崎 文雄
土山町	市井 幸夫 前田 喜志江 片山 澄子 中本 たみ子 富山 朝子
甲南町	八里 良子 伊室 信子 木村 功 中島 清美 豊田 いづみ 黄瀬 忠幸
甲賀町	山本 祥子 中本 たみ子 中本 たみ子
信楽町	八里 良子 伊室 信子 木村 功 中島 清美 豊田 いづみ 黄瀬 忠幸

6月1日を中心に、全国一斉「人権擁護委員の日」特設人権相談所が開設されます。相談場所や日時は19ページの相談コーナー「人権なんでも相談」をご覧ください。

お問い合わせ
滋賀県人権擁護委員連合会事務局 ☎077・522・4673
大津地方司法局甲賀支局 ☎62・0259
人権推進課 人権政策係 ☎65・0694

思いやり駐車区画を設置しました

市ではこのほど、15の公共施設に思いやり駐車区画を設置しました。

思いやり駐車区画とは、高齢者や様々な障がいのある方、妊娠されている方、乳幼児を連れている方など、歩行困難または安全性確保に配慮すべき方に利用いただくためのもので、車いす使用者駐車場とは別に設けたものです。

来庁される皆さんに分かりやすいようにシンボルマーク(緑色)を駐車区画の路面にプリントし、同時に看板も設置しています。また、本庁舎や旧支所など、

土山地域市民センター



来庁者の多い施設では青色に着色して遠くからでも見分けやすくしています。この思いやり駐車区画は、皆さんの自己判断により自由にご利用いただくのですが、設置の趣旨をご理解いただき、利用対象となる方がいつでも使用できるように皆さんのご協力をお願いします。

★設置施設は左のとおりです。

- 水口庁舎 / 水口社会福祉センター / 水口保健センター / 水口スポーツの森 / 水口中央公民館 / あいこう市民ホール / 土山地域市民センター / あいの土山文化ホール / 甲賀大原地域市民センター / 甲賀創健館 / 甲南庁舎 / 甲南図書交流館 / 甲南情報交流センター / 信楽地域市民センター / 信楽図書館



シンボルマーク

甲南庁舎

お問い合わせ
公有財産管理室 ☎65・0677
社会福祉課 福祉政策係 ☎63・4561
☎65・0700
☎63・4085